

「石川県暴力団排除条例」の一部改正の概要

改正の理由

本条例は、県民の生活や社会活動の場から暴力団を排除し、県民の安全な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成23年8月1日に施行されました。

施行後、社会全体による暴力団排除意識が定着してきましたが、県内では、平成29年11月、県外の暴力団構成員が金沢市内において、不正に駐車場契約をした詐欺事件が発生し、平成30年6月には、飲食店経営者を対象とした県外の暴力団組長によるみかじめ料恐喝事件が発生するなど、県外暴力団の県内進出が顕著となりました。

また、暴力団員は、その活動を行うに当たり他人の名義を利用し、警察の取締りを免れることが往々にして行われていることも明らかとなってきました。

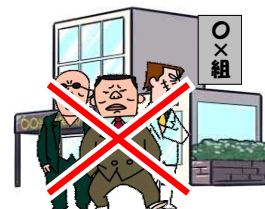
そこで、現在の暴力団を取り巻く社会情勢の変化に応じた規制の強化が必要であると判断し、条例改正をすることにしました。

改正の内容

1 暴力団事務所の開設・運営禁止区域を拡大

- (1) 都市公園法に規定する「都市公園」の周囲200メートルを規制区域として追加します。

※違反した場合は、罰則を科すこととします。



- (2) 都市計画法に規定する「住居系用途地域」、「商業系用途地域」、「工業系用途地域」を規制区域として新設します。

※違反した場合は、中止命令ののち、罰則を科すこととします。

- (3) 上記(2)に係る調査のための警察職員による立入検査を新設します。

※立入りを拒否等した場合は、罰則を科すこととします。

2 暴力団排除特別強化地域の新設

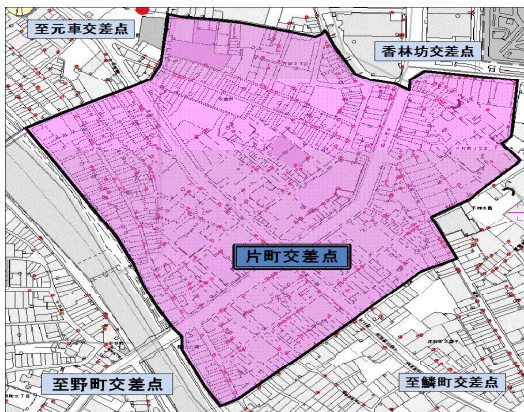
特定営業（風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜酒類提供飲食店営業など）を営む者（特定営業者）が、暴力団排除特別強化地域における特定営業の営業

に関して、暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けること、みかじめ料・用心棒料の利益の供与をする行為を規制します。

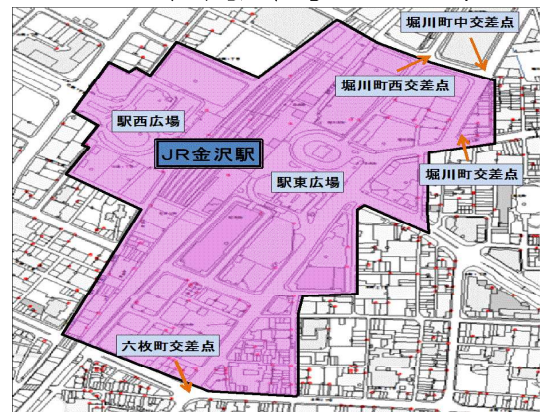
※違反した場合は、暴力団員、特定営業者ともに罰則を科すこととします。

※特定営業者のみ自首減免規定あり

片町地域



金沢駅周辺地域



3 暴力団員に対する利益供与の禁止規制の拡大

(1) 暴力団員への「名義貸し」に対する利益供与違反を新設します。

ア 何人も、暴力団員である事実を隠蔽することに協力する目的で、自己（他人を含む）の名義を暴力団員に利用させてはいけません。

イ 他人の名義を利用した暴力団員も規制の対象となります。

※違反した場合は、勧告、公表の対象となります。

(2) 暴力団員等への利益供与を幫助した者に対する規制を新設します。

何人も、暴力団員等が事業者から利益の供与を受ける際に、違反となることを知りながら、仲介、回収、送迎等の幫助行為をしてはいけません。

※違反した場合は、勧告、公表の対象となります。



石川県警察本部

刑事部組織犯罪対策課 暴力団対策係

電話番号：076-225-0110

内線（4593／4594）